

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和5年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県信濃学園	住所	松本市波田4417-8
		電話	0263-92-2078
		ホームページ	https://nagano-swc.com/shinano/

2 施設の概要

設置年月	昭和26年4月	根拠条例等	児童福祉施設条例
設置目的	児童の福祉を目的として、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護し、日常生活の指導を行い、並びに自立自活に必要な知識及び技能を授ける。		
施設内容	障害児入所施設()内は定員 施設入所支援(30人)、短期入所(空床利用型)、日中一時支援、在宅障がい児等支援		
利用料金	児童福祉法又は障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成22年度	直営	
平成23年度～27年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成28年度～令和2年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:1)		

5 指定管理料(決算ベース)

令和5年度(A)	令和4年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
187,664千円	186,842千円	822千円	
		増減理由	前年比+0.4%ほぼ変わらず。

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> 入所利用者の入所に関する業務 入所利用者に対する保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与 施設及び設備の維持管理に関する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数・利用件数・稼働率】

(単位:人、件、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	26	26	26	27	28	29	29	28	28	29	29	28	333
令和4年度(B)	29	29	29	29	29	28	29	29	28	28	28	26	341
(A)/(B)	89.7	89.7	89.7	93.1	96.6	103.6	100.0	96.6	100.0	103.6	103.6	107.7	97.7
増減要因等	ほぼ変わらず。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度(A)	6,629	6,693	6,606	6,284	7,066	6,566	6,745	6,559	6,523	10,154	6,680	7,045	83,550
令和4年度(B)	6,403	6,890	6,675	6,701	6,308	6,855	6,964	6,272	6,528	6,462	6,274	6,815	79,147
(A)/(B)	103.5	97.1	99.0	93.8	112.0	95.8	96.9	104.6	99.9	157.1	106.5	103.4	105.6
増減要因等	諸加算追加算定のため利用料金増。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	

(様式2)

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和5年度(A): 366日		有・無	
令和4年度(B): 365日			

(5) サービス向上のため実施した内容

- ・各利用者について半年ごとに保護者の同意を得て個別支援計画を作成し、それを実現するために各月のスモールステップ目標を設定して支援をした。
- ・作業療法を実施して、児童が心と体の安定した生活ができるように努めた。
- ・給食委員会を開催し、給食提供業務における事故の発生要因を分析し、安全・安心の食事提供に努めた(委託業務含む)。
- ・こまくさ教室公開講座を開催し、二次障害についての基礎的な知識と予防と対応について、主に予防に焦点をあてた支援のポイントや心構えに関する講演を企画、実施した(web開催)。
- ・入所希望者ケア会議について対面とwebを併用して実施した。
- ・人材育成として、事業所研修計画を策定・実施し、職員の資質向上に努めた。職員に各種研修を受講させた(web開催を含む)。
- ・事業団としての立場、職業人としての基本的なマナー等を身に付けられるよう、新任職員研修を実施した。
- ・利用者本位のサービス提供体制の確立、職員の人権意識の高揚、経営に対する理解を深めるよう努めた。

(6) その他実施した取組内容

- ・長野県社会福祉事業団「虐待防止対応規程」並びに「信濃学園虐待防止対応規程」及び「信濃学園身体拘束ガイドライン」に基づき、権利擁護の充実を図った。職員の権利擁護意識についてのセルフチェックを年2回実施し、課題を分析し、改善策を職員に周知した。職員の人権擁護に関する意識の向上を図るために研修会を開催するとともに、他団体主催の研修、セミナー等へのwebによる参加を促進した。
- ・利用者の個人情報を適正に管理するために、「個人情報保護規則」「特定個人情報取扱要綱」を遵守するとともに、「信濃学園個人情報保護マニュアル」により利用者に係る個人情報の取扱いについて厳格に対応し、利用者、家族から信頼される施設運営に努めた。
- ・空床型短期入所の柔軟性を向上するために、こまくさ寮の職員室を利用者居室に転用する改修工事を行った。その他、所内のネットワーク環境の整備等、必要な修繕を行った。
- ・感染症及び自然災害に対する事業継続計画(BCP)の運用を開始した。
- ・国より設置を義務付けられている安全計画を策定した。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

入所利用者、保護者に満足度調査を実施した。保護者への調査では、75%の保護者が「満足」「どちらかといえば満足」と回答した。利用者の総合的な評価については、意思決定支援の一環として絵カードを用いて調査を行った。短期入所・日中一時利用者は、感染防止対策のために受け入れ制限をしていた関係で利用する方がいなかったため、今回は対象外とした。その結果、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した利用者は、生活日課については75%、サービスについては67%であった。

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書・仕様書及び事業計画に基づき、利用者の豊かな生活と、在宅障がい児を含む療育支援を目指して管理運営を行った。	・協定書、仕様書及び事業計画に基づき、適正に運営を行っている。	A
平等な利用の確保	・新規入所者の選定について、緊急性が高い児童を優先的に入所させる仕組みづくりのために、県こども・家庭課、県障がい者支援課、児童相談所と協議する場を設けた。	・平等かつ適正に新規入所者を選定するよう努めている。	B
利用者サービス向上の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・5月8日以降も福祉施設は引き続き感染症拡大防止に努めることを求められたため、一定の制限をしつつも休日及び学校の長期休業期間中の利用者の余暇を充実させるよう努めた。社会体験事業は、感染防止のために令和4年度と同様にテイクアウトを利用した食事会等を行いつつも、地域生活移行が間近な方については制限よりも社会経験を優先して実施するように心がけた。その際の必要な費用については事業所の費用から支出し、嗜好品や消耗品の購入等、利用者の希望に合わせて計画的に使用することができた。 ・サービス評価に関する取組として、学園の福祉サービス評価委員会と苦情解決委員会(ともに外部委員を招聘)を実施し、事業報告・事業計画、利用者満足度調査及び職員の自己評価等についての評価を求めた。 ・県指定管理の第三者評価を受審し、委員からのご指摘を事業運営に反映させるよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を実施しながら、利用者の障がい特性に則した療育支援を継続している。 ・利用者満足度調査と外部委員による評価委員会を実施し、利用者サービスの向上に取り組んでいる。 	B

(様式2)

在宅障がい児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止に努めながらも、4月下旬から短期入所・日中一時支援の受入れを再開した。 ・在宅障がい児及びその家族への療育相談の場として「こまくさ教室」を開催し、専門スタッフによる医療・各種療法・心理・発達・生活などの各種相談に応じた。 ・こまくさ教室公開講座は、①動画配信、②動画視聴ができない方のために「ほのぼの力作展」会場における3日間のビデオ放映により実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大防止に努めつつ、利用者の受け入れを再開し、在宅障がい児及び家族のニーズに応じた支援を行っている。 ・「こまくさ教室」の公開講座を通じて療育支援を可能な限り行っている。また、公開方法を工夫することにより、より多くのニーズに対応できるよう取り組んでいる。 	B
職員・管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師を1名配置し、手厚い健康管理体制と専門性の高い支援体制を構築した。 ・職員のメンタルヘルス対策としてストレスチェックを実施し、不調に対する早期対応に取り組んだ。 ・研修等を積極的にを行い、人材育成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な職種、人員を効率的に配置することにより、サービスの向上と経費の削減に努めている。 ・職員教育・研修体制の見直しを行い、人材育成に重点を置いている。 	B
収支状況	収入:277,739千円 支出:258,337千円(人件費169,028千円) 差額:19,402千円	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な収支状況である。 	B
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・協定書・仕様書及び事業計画に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営・定期報告及び事業報告を実現することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスの向上に努めるとともに健全な事業運営を行っている。 	B

- <評価区分>
- A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 - B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 - C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 - D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月10日厚生労働省の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の最終報告が公表された。この報告書で示された方向性を踏まえ、今後の信濃学園の在り方の検討が必要である。 ・平成21年に行われた「信濃学園あり方検討会」において指摘された南寮の個室化・小規模化については未だ達成できていない。利用者の療育・安全面等から増改築により南寮の個室化が必要である。また、空床型短期入所であるため、短期入所(緊急一時保護を含む)を性別を理由として断ることがあった。南寮の個室化・小規模化が進めば、この点は解消できると思われる。 ・強度行動障がいや自閉的傾向が強い利用者が増えてきたことに伴い、破損箇所も増えている。また、昭和59年に竣工された建物は老朽化が目立ち、毎年、改修が行われている。子どもたちの暮らす場として「快適さ」「家庭的環境」を求めるためには、効果的な改修を続ける必要がある。 ・県内唯一の知的障がい児を対象とした福祉型障害児入所施設であるため、複雑な家庭環境や本人の障がい特性に関する課題等、様々な問題を抱える利用者が多い。利用者のニーズに沿った地域生活移行のためには出身地域関係機関との連携・協力が必須である。また、福祉型障害児入所施設のみなし規定が令和5年度末で終了した。18歳以上入所者(いわゆる「過齢児」)の移行について、移行先の確保や移行が困難なケースへの対応が課題である。 ・対人支援の現場として人権尊重の姿勢を常に維持するための職員教育・啓蒙と、職員の精神的なケアの充実が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内唯一の福祉型障害児入所施設として、入所者、その家族(支援者)のニーズに適切に対応していく必要がある。 ・より家庭的な環境での生活支援に向け、個室化・小ユニット化への改修等を検討していく必要がある。 ・サービスの向上と安全で利用しやすい環境を提供するために施設等の計画的な修繕・改修等を行っていく必要がある。 ・「有期限有目標」を考えたときに、円滑な地域生活移行のため、行動障がいのある児童を含めた利用者の自立に向けた能力を育成する必要がある。 ・過齢児の地域移行について、退所後においても切れ目のない適切な支援を受けられるよう、障害者支援施設及び支援関係機関等と連携を密にした取組を行っていく必要がある。また、18歳までに確実に地域移行を完了させるため、学園内にとどまらず地域とより密に連携をとっていくことが求められる。 ・自立に向けた「能力の育成」という視点から「学校関係者・教育者・地域の方々」との連帯が必要である。 ・国の報告を踏まえ、信濃学園の在り方について検討していく。

(様式2)

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和5年11月14日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>1 社会体験事業の実施は、入所者の経験値を上げることができ、また、施設外で活動することは、地域住民にとっても共生の意識を高める良い機会である。</p> <p>2 築40年を過ぎる建物は、工夫をするにも限界がある。危険な箇所や劣悪な環境では、そもそも利用者や在宅者支援の向上は難しい。</p> <p>3 支援困難な利用者が増えて行く中で、個別的な支援の重要性はさらに増していくと思われる。</p> <p>4 特に行動障がい系、愛着障がい系の支援においては、養護学校にはない社会モデル的な支援が必要であり、それには信濃学園の支援が社会モデル化する必要がある。養護学校を変えるくらいの志の高さで支援の質の向上に励むべきである。</p>	<p>1 利用者の意思決定のためにたくさんの経験を積めるような支援をする、ということをおきつつ、今後も事業運営に努めていく。地域住民からの信頼を損なわないように、この関係を持続していくことができるよう努めていく。</p> <p>2 事業団が積極的に県に働きかけを行うことで県に信濃学園の実態を理解してもらい、県と事業団が協力して問題解決に取り組むように努めていく。</p> <p>3, 4 契約については、「本人と保護者との交流の回数や関係性を深めるために支援を行う」という視点から、保護者の意向や対応を尊重しつつ支援をしていく。 措置については信濃学園所長が保護者を代行している。指摘のような例(学校を欠席して)というような対応は、信濃学園の判断で実施可能。利用者の障がい状況や実態に応じた対応を学校をはじめとした関係機関と連携の上、行っていく。 職員の研修については、利用者の障がいや社会の価値観の多様性を鑑み、多角的に支援ができるよう努めていく。</p>	<p>1, 3, 4 県立施設として県内におけるセーフティーネットの役割を維持するため、地域全体や関係機関と連携している。</p> <p>2 指定管理者からの報告や施設への訪問により、修繕が必要な箇所等施設の実態を積極的に把握し、環境改善に努めている。</p>
<p>1 職員配置の充足が必要か。</p> <p>2 ワークライフバランスのとれた職場環境とするために、全国的に人材不足という状況ではあるが、県との連携によって職員不足状態の早期解消をすべき。</p> <p>3 労働時間の管理について、客観的な方法(タイムカード等)を検討すべき。</p> <p>4 老朽化した施設の管理や清掃を、職員が利用者等の支援に加えて行うことは厳しい。コロナが5類となったことから、業務委託を再開し、職員の心労の軽減を図る必要がある。</p>	<p>1, 2 県やハローワークと連携をし、職員不足の解消に努めていく。</p> <p>3 現在の方法は労基署の指導のもとで作成し、運用している。必要に応じて事業団と提携している社会保険労務士にも意見を聞き、法人として対応をしていく。</p> <p>4 施設の管理等の業務委託を再開した。</p>	<p>1, 2 指定管理者と連携をとり、人員配置に注視していく必要がある。</p> <p>4 施設の修繕・環境整備に取り組み、職員の業務負担を軽減する必要がある。</p>
<p>1 収支状況を、当事業単独数値として、何かしらの証明が要るのではないか。</p> <p>2 指定管理料の中に措置費が含まれており、純粋な指定管理料と措置費の内訳が明確ではない。管理料が有効に使われるように、職員がその自覚を持ち、どのような社会的な責任を果たしていくべきかを深く考えるべきである。勤務時間の有効活用を含め、総合的な研究が必要である。</p>	<p>1 会計規則に則って処理をしている。具体的にどのような証明が必要なのか示されれば、適切な対応をとりたい。</p> <p>2 県で唯一の福祉型障害児入所施設ということから、全県から重度の行動障がいがある利用者が数多く入所されており、支援費のみでは職員の加配は不可能である。また、総合的な研究については、施設内の利用者支援の効果に関することのみならず、労働者の確保の問題やワークライフバランス、ストレスマネジメント等を検討項目とするとともに、そのマネジメントが実際に採用可能・運用可能な方法であるという見通しが得られるか否かまで含めた検討が必要であると考えている。</p>	<p>2 次年度の年度協定書内に指定管理料の内訳を明確に記載する。</p>

(様式2)

<p>1 BCP作成においては、緊急時対応、災害対応、帰宅(職員の)マニュアルなど、要るのではないか。</p> <p>2 老朽化の問題については、早急に解決すべきである。</p> <p>3 施設定員数にあった施設への建替えの必要を感じる。その時々で改修をするだけでは根本的な解決にならないため、重度である利用者の個々の特性に対応可能で、家庭環境に近い施設設備を早急に整える必要がある。</p> <p>4 県内において、一時保護が必要な強度行動障がい児や重度の知的障がい児の受入れ体制が整っていない。県内唯一の福祉型障害児入所施設として、十分対応できるような体制への変更を求める。</p> <p>5 環境改善のために大規模修繕に取り組んではいるが、とても魅力的なハードになっているとは考えにくい。国の指針にもあるとおり、子どもたちの支援は、小集団の家庭的なハード、ソフトの中で実施されることが望ましい。それならば、大規模修繕ではなく、全面改築が求められると思う。</p>	<p>1 緊急時対応、災害対応を念頭に置いて作成したのがBCPである。帰宅マニュアルはないが、帰宅困難時には別棟を改修して利用可能としたり、空き室の利用を可能にしたりと、必要な対応をとっている。</p> <p>2, 3, 4, 5 令和6年度以降はこれまで以上に事業団が積極的に県に働きかけを行い、県と事業団が協力して問題解決に取り組むように努めている。</p>	<p>1 松本市等を含め指定管理者と協議を行いながら緊急時・災害対応について明確にしていく必要がある。</p> <p>2, 3, 4 指定管理者からの報告や施設への訪問により、修繕が必要な箇所等施設の実態を積極的に把握し、環境改善に努めている。</p> <p>5 より家庭的な環境での生活支援に向け、個室化・小ユニット化への改修等を検討していく。</p>
--	---	---